

静岡県浜松市における 掘削確認調査の実施について（お知らせ）

平成19年7月31日
環境省・静岡県・浜松市

環境行政の推進につきましては平素よりご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成19年6月23日の住民説明会でお知らせいたしました標記掘削確認調査について、実施予定日が下記のとおり決まりましたので、これにともなう立入制限のお願いや調査の概要等を併せて住民の皆様方にお知らせいたします。引き続き本調査へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

日 程：1．準備作業日 平成19年8月7日（火）
2．調査実施日 平成19年8月8日（水）

*天候不良等により作業実施が困難な場合は、翌日
8月9日（木）に順延いたします）

立入制限日時：平成19年8月7日（火）8:00～8月8日（水）18:00

*調査順延の場合は、8月9日（木）18:00まで。

立入制限区域：浜松市西区呉松町地内の指定した区域

*詳細については、次のページをご覧ください

お問い合わせ・ご質問については下記窓口までご連絡下さい。

環境省環境リスク評価室	03 - 5521 - 8262
静岡県生活環境室	054 - 221 - 2255
浜松市環境保全課	053 - 453 - 6144

1. 掘削確認調査前日及び当日の立ち入り制限についてのお願い

掘削確認調査前日の朝8時から調査当日18時までは、作業安全のため、この区域及び通路・遊歩道への立ち入りや車両の通行をご遠慮頂きたく存じます。

地元の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



2. 事案の概要

環境省が平成15年度に実施した「『旧軍毒ガス弾等に関する全国調査』フォローアップ調査」において、昭和25年9月以降に、旧軍の毒ガス入りと思われるドラム缶を3～5名の人物が浜松市呉松町内の松林に埋設している光景を目撃したとの証言情報が得られました

証言情報から想定される埋設物は、旧軍がびらん性の毒ガス（硫黄マスタードやルイサイト）を貯蔵した小型ドラム缶様の「きい剤運搬貯蔵容器」1本です。火薬は入っておらず、爆発の危険性はありません。

埋設地点の土壌調査・表層ガス調査では毒ガス成分は検出されず、日常生活上の安全性は確認されています。

旧軍が採用した毒ガスの種類

きい剤運搬貯蔵容器（甲）

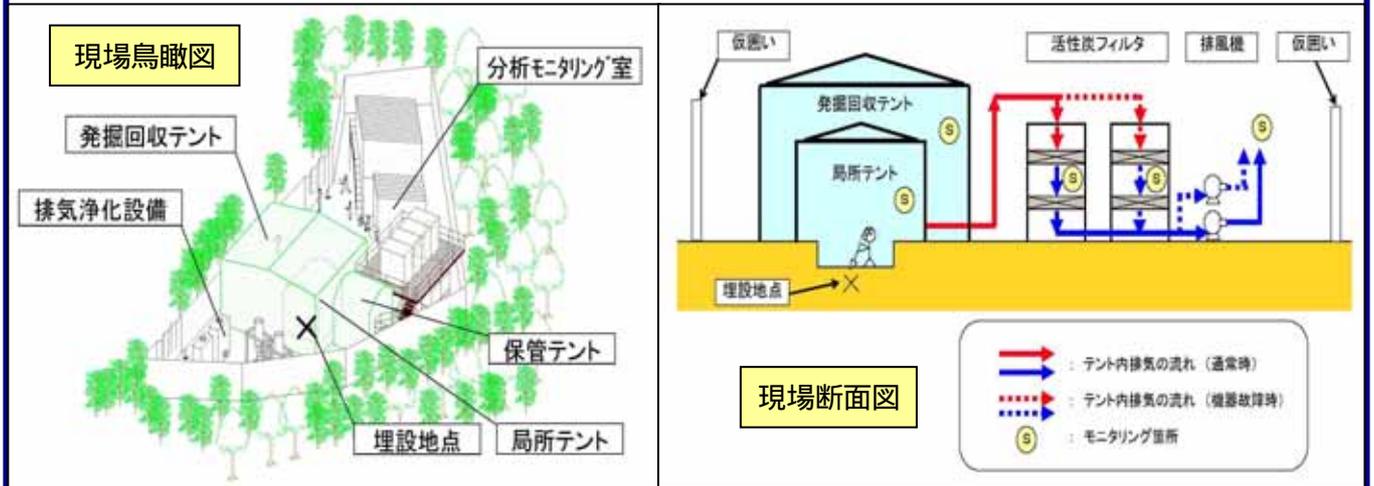
旧軍での名称	化学物質の名称	区分
あか剤	ジフェニルクロロアルシン ジフェニルシアノアルシン	くしゃみ剤
きい剤	硫黄マスタード(イペリット) ルイサイト	びらん剤
みどり剤	クロロアセトフェン	催涙剤
あお剤	ホスゲン	窒息剤
ちゃ剤	シアン化水素	血液剤
しろ剤	トリクロロアルシン	発煙剤

○きい剤は、油状の液体で、急激にはガス化しません。



3 . 掘削確認調査設備の概要

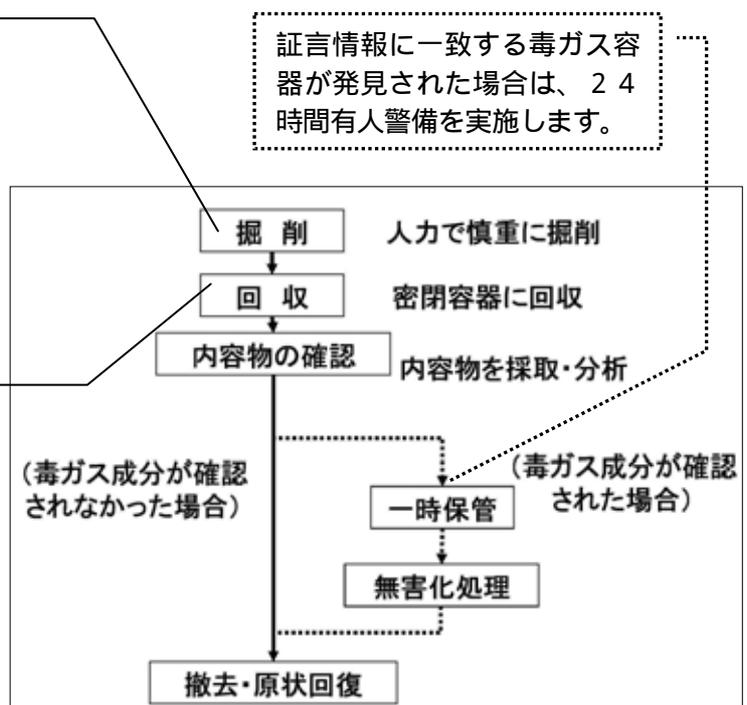
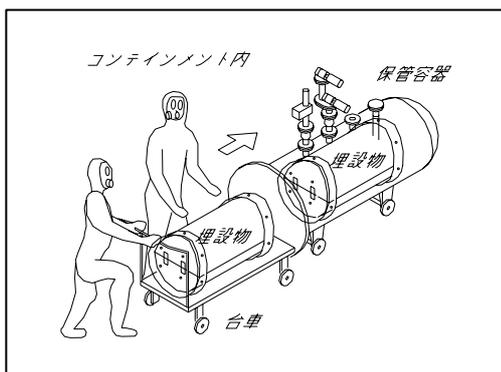
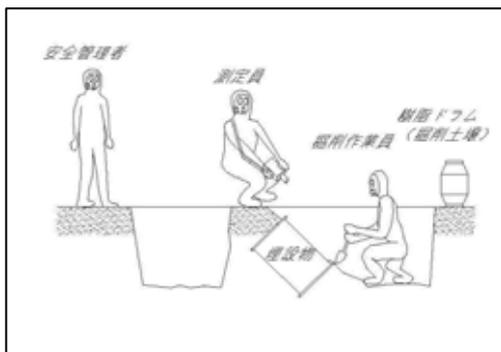
掘削調査に際しては、排気浄化装置を付した二重テント内で行い、テント内部を負圧で管理しながら実施しますので、万一、毒ガス容器が発見されて内容物が漏洩した場合においても、毒ガスがテント外に漏れ出すことはありません。また、万が一の局所テント内大量漏洩に備えて、自衛隊の化学防護隊が除染のため現場に待機します。



4 . 掘削確認調査の概要

掘削は、局所テント内において、防護服を着た作業従事者が状況を確認しながら慎重に手掘り作業で行います。証言情報に一致する毒ガス容器が確認された場合を想定した調査イメージは下記の図のとおりです。

埋設物が確認された場合は、回収後、密閉容器に収めてから内容物を採取し、以後、分析に供します。密閉容器収容後は内容物が漏洩することはありません。



5. 調査スケジュール

調査スケジュールは右の表のとおりです。

調査実施日と分析結果判明日に記者発表を行い、住民の皆様にも回覧板でお知らせします。

なお、内容物から毒ガス成分が確認された場合には、現地において年度内に無害化处理を実施します。

作業項目	平成19年						平成20年			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業準備	■									
掘削確認調査			■							
処理及び 現状回復	毒ガス成分が確認されなかった場合									
	毒ガス成分が確認された場合				■ (一時保管)					

準備作業 : H19. 8. 7 8時～18時

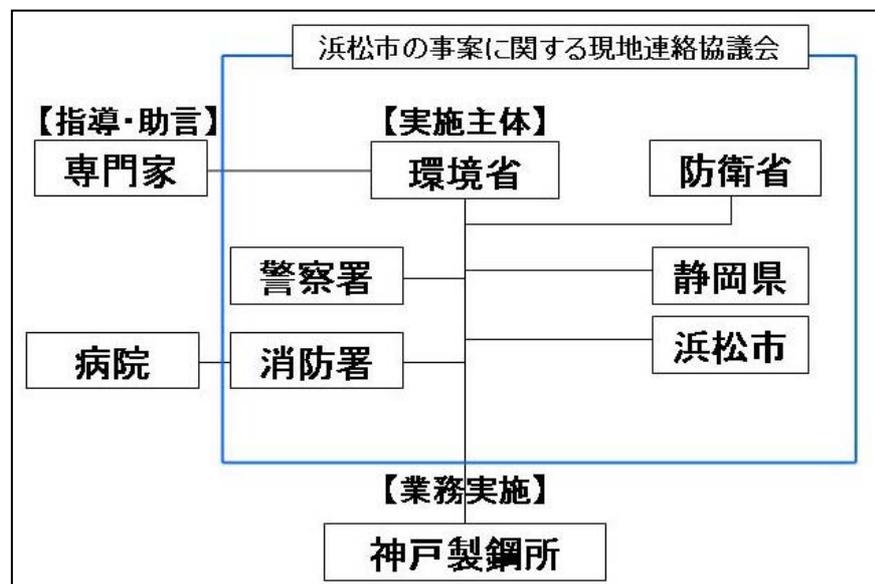
調査実施予定日 : H19. 8. 8 7時～18時
(16時に報道発表を浜松市役所で実施します。)

// 予備日 : H19. 8. 9

内容物の分析結果判明予定日: H19. 8. 10
(結果判明次第、報道発表を実施します。)

浜松市の事案に関する基本的な対応方針

1. 専門家による適切な助言・指導を得て、法令を遵守し、安全かつ確実な技術をもって実施します。
2. 周辺環境への負荷を最小限に抑えるとともに、被害の未然防止や環境汚染の防止に万全を期して取り組みます。
3. 毒ガス弾等が発見された場合は、現地において一時保管及び無害化处理を行います。
4. 周辺住民、関係地方公共団体及び関係団体の理解と協力を求めます。
5. 環境省が、防衛省、警察庁、消防庁等の関係省庁と連携し、政府全体が一体となって取り組みます。



掘削調査実施体制